

令和 5(2023)年 5 月 8 日

令和 5(2023)年 5 月 8 日からの新型コロナウイルス感染症罹患時の欠席に関して

新型コロナウイルス感染症が令和 5(2023)年 5 月 8 日から感染症法の「5 類感染症」になることをうけ、文部科学省では学校保健安全法施行規則の一部を以下のように改正し、同年 5 月 8 日から施行されることとなっております。

1. 新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法では学校において予防すべき感染症として「第一種感染症」に位置付けされていたが「第二種の感染症」にした。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定

新型コロナウイルス感染症は、「第二種の感染症」に位置付けられるため、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を出席停止期間の基準とした。

このことに伴い、本学の新型コロナウイルス感染症に関する対応は以下のとおりといたします。

1. 感染した、陽性だった場合の療養解除について

「**発症日（症状が出た日）から 5 日間は登校しないで療養する。**」

- ・ 5 日間療養し、解熱し、咳やのどの痛みなどが軽快して 24 時間程度が経過するまでは出席停止となります。（発症後 3 日間はウイルス排出量が非常に多く、5 日経過後は大きく減少するため）
- ・ 無症状の場合は検体採取日から 5 日間待機とします。
- ・ 5 日間経っても症状が重い場合は登校を控え、受診してください。
- ・ 発症 2 日前から発症後 7～10 日間はウイルスを排出しているといわれているため、10 日間までは感染予防対策をしっかりと行ってください。

2. 同居者が新型コロナウイルス感染症に罹った場合

「登校を控える必要はありません。」

- ・ 家庭内感染予防と健康観察を行い、外出する際は、新型コロナウイルス感染症に罹った方の発症日を 0 日目として、特に 5 日間は体調に注意してください。

以上